

# ISSUE BRIEF

## 環境税をめぐる状況

—温暖化関連諸税を中心に—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 665 (2009. 11. 27.)

はじめに

I 環境税の定義

II 欧州諸国の動向

1 温暖化関連諸税の導入

2 税率

3 税収

4 税収の使途

III 我が国の動向

1 これまでの検討経緯

2 環境省が示した案

3 地方の動向

4 各界の意見等

5 暫定税率廃止との関係

おわりに

民主党を中心とした新政権は、2020（平成 32）年までに温室効果ガスを 1990（平成 2）年比で 25%削減するという高い目標を掲げ、あらゆる政策を総動員するとした。その柱となる政策の一つに環境税（地球温暖化対策税）がある。

欧州諸国では 1990 年代以降、環境税の導入が進められてきたが、その導入形態は様々である。我が国では、同税は環境省が平成 16 年から毎年導入を要望しているが、産業界等の反対もあり現在もなお導入されていない。

新政権下で発表された地球温暖化対策税の具体案は、道路特定財源の暫定税率廃止を前提とし、従来の環境税案よりも税収額が大幅に増えた。今後の論点としては、25%削減目標や国内排出量取引などとの関係、国内産業や家計負担への影響、税率や税収使途のあり方、暫定税率廃止との関係などがあげられる。

農林環境課

えんどう まさひろ  
(遠藤 真弘)

調査と情報

第 6 6 5 号

## はじめに

平成 21 年 9 月に発足した民主党を中心とした新政権は、2020（平成 32）年までに我が国が排出する温室効果ガスを 1990（平成 2）年比で 25%削減するという、これまでになく高い目標を掲げ、あらゆる政策を総動員するとした。新政権が掲げる地球温暖化対策の柱となる政策の一つに環境税（地球温暖化対策税）があるため、政権交代を契機に導入が実現するかどうか注目されている。本稿では、まず環境税の定義について確認し、続いて先行して環境税を導入した欧州諸国の状況を整理する。最後に、我が国の状況として環境省の具体案等を紹介する。

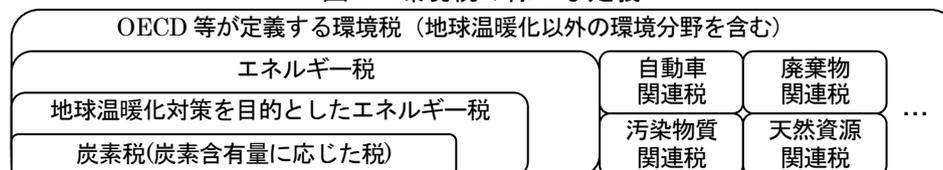
## I 環境税の定義

環境税という用語は様々な意味で用いられるので注意する必要がある。狭い意味では、CO<sub>2</sub>排出量を抑制するために化石燃料の炭素含有量に応じて課税される税を指し、これを炭素税とも言う（図 1）。地球温暖化対策の議論では、環境税と言えば炭素税を意味することが多い。我が国では、環境省が地球温暖化対策の一環として数年前から環境税の導入を要望してきたが、その税率は基本的に炭素含有量に応じたもの<sup>1</sup>となっており、炭素税に近いと考えられる<sup>2</sup>。

これに対し、CO<sub>2</sub>に限らず、自動車、廃棄物、汚染物質、天然資源の採取といったように、環境に負荷を与える様々な財やサービスを課税対象とする税全般を環境税と呼ぶこともある。OECD（経済協力開発機構）、IEA（国際エネルギー機関）及び欧州委員会は、環境税（environmentally related taxes）を「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的かつ一方的な政府への支払い」と定義し、環境に関連する課税対象の例として、エネルギー製品、自動車、廃棄物、測定または推定された排出物、天然資源等をあげている<sup>3</sup>（図 1）。この定義の下では、税の名称、目的や用途が判断基準とならないこともあり、OECD加盟国で約 375 もの環境税をあげることができるという<sup>4</sup>。

また、創設当初から環境税として導入されるとは限らない。創設当初は環境とは何の関係もなかったが、その後、環境問題が注目されるようになり環境税として新たに見直されたタイプの環境税も少なくない。環境対策を名目にして既存のエネルギー税の税率を引上げたり、既存のエネルギー税で当初は対象外とされた燃料を地球温暖化対策のために後から課税対象に加えたりした事例がある。

図 1 環境税の様々な定義



（出典）筆者作成

<sup>1</sup> 8 ページ・表 5 の「税率」を参照。

<sup>2</sup> 我が国では、環境省が「環境税」を固有名詞として用いてきたが、後述するように諸外国では様々な名称が用いられている。

<sup>3</sup> OECD, *The Political Economy of Environmentally Related Taxes*, Paris: OECD Publishing, 2006, p.26.

<sup>4</sup> *ibid.*

地球温暖化対策を目的としたエネルギー税（炭素税を含む。以下「温暖化関連諸税」という。）が課せられると、化石燃料や化石燃料から生まれた電気などの値段が高くなるため、その使用が抑えられるほか、省エネ製品が選ばれやすくなる等の効果が期待されている。また、税収は通常一般財源とされるが、優先的に社会保険料の負担軽減や地球温暖化対策に充てられることもある。以下では、環境関連諸税に着目して欧州諸国の動向を概観する。

## II 欧州諸国の動向

### 1 温暖化関連諸税の導入

1990年以降、欧州では温暖化関連諸税を導入する動きが広がっている（表1）。1990年代の前半には北欧諸国を中心に、後半以降にはイギリス、ドイツ等で導入が進められた。

温暖化関連諸税の導入方法は国によって様々である。まず、フィンランドやスウェーデンのように、新税として炭素税を導入する国がある。また、イギリスの気候変動税やドイツのエネルギー税のように、地球温暖化対策のため既存のエネルギー税制では対象外であったエネルギーへの課税を、新税としてあるいは既存税制の改組によって新たに導入する方法もある。このほか、イギリスの炭化水素油税のように、既存のエネルギー税制をベースに税率を引上げることによって地球温暖化対策に対応した事例もある（表1）。

表1 欧州諸国における温暖化関連諸税の動向

| 国名     | 温暖化関連諸税の動向  | 炭素税を新税として導入（既存税制へのの上乗せを含む） | 既存税制（炭素税以外）の導入 | 既存税制の対象外エネルギーに課する新税（炭素税以外）の導入 | 既存税制の改組による課税対象の拡大 | 既存税制の税率引上げ |
|--------|---|----------------------------|----------------|-------------------------------|-------------------|------------|
| フィンランド | ●燃料税（基礎税）に上乗せする付加税の導入(1990年)<br>既存の燃料税（ガソリン等）に上乗せし、炭素含有量に応じた付加税を導入。1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再び炭素含有量に応じた税率に変更。      | ○                          |                |                               |                   |            |
| スウェーデン | ●二酸化炭素税の導入及び引上げ(1991年)<br>既存のエネルギー税（ガソリン等）に上乗せし、炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。                         | ○                          |                |                               |                   |            |
| ノルウェー  | ●二酸化炭素税の導入(1991年)<br>既存のエネルギー税制（ガソリン等）に上乗せし、二酸化炭素税を導入（炭素含有量に応じた税率ではない）。1992～93年、交通用及び電気を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止し、二酸化炭素税の税率を引上げ。 |                            |                |                               |                   | ○          |
| デンマーク  | ●二酸化炭素税の導入(1992年)<br>既存のエネルギー税制（ガソリン等）に上乗せし、炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。   | ○                          |                |                               |                   |            |

(次のページに続く)

(前のページから続く)

| 国名   | 温暖化関連諸税の動向   | 炭素税を新税として導入（既存税制への上乘せを含む） | 既存税制の対象外エネルギーに課する新税（炭素税以外）の導入 | 既存税制の改組による課税対象の拡大 | 既存税制の税率引上げ |
|------|--|---------------------------|-------------------------------|-------------------|------------|
| オランダ | ●一般燃料税の導入(1992年)<br>鉱油税（ガソリン等）に加え、炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入。<br>●一般燃料税を鉱油税と燃料税に改組(2004年)<br>ガソリン等については炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合。石炭のみ「燃料税」として存続。 | ○                         | ○                             |                   |            |
|      | ●エネルギー規制税の導入(1996年)<br>家庭等による小規模なエネルギー消費（軽油、ガス、電気等）を対象に、新たに炭素含有量及びエネルギー量に応じたエネルギー規制税を導入。2004年、エネルギー税に改組。   | ○                         |                               |                   |            |
| イギリス | ●炭化水素油税の引上げ(1993～99年)<br>炭化水素油税（ガソリン等）の税率を、物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。   |                           |                               |                   | ○          |
|      | ●気候変動税の導入(2001年)<br>炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に対し、新たに気候変動税を課税。   |                           | ○                             |                   |            |
| ドイツ  | ●鉱油税の引上げ(1999～2003年)及びエネルギー税への改組(2006年)<br>鉱油税（ガソリン等）の税率を引上げ。その後、課税対象外であった石炭を課税対象に含め、エネルギー税として改組。  |                           |                               | ○                 | ○          |
|      | ●電気税の導入(1999年)<br>鉱油税が課税されない電気に対し、新たに電気税を課税。   |                           | ○                             |                   |            |
| イタリア | ●鉱油税の改正及び引上げ(1999～2005年)<br>鉱油税（ガソリン等）の課税対象外であった石炭を課税対象に含め、炭素含有量及びその用途に基づく税率の調整を実施。2005年まで段階的に税率を引上げ。  |                           |                               | ○                 | ○          |
| フランス | ●石炭税の導入(2007年)<br>石油産品内国消費税（ガソリン等）が課税されない石炭に対し、新たに石炭税を課税。  |                           | ○                             |                   |            |
|      | ●炭素税の導入(2010年) ※法案の段階であり現在審議中<br>既存のエネルギー税制（ガソリン等）に上乘せして、炭素含有量に応じた炭素税を導入予定。  | ○                         |                               |                   |            |
| スイス  | ●二酸化炭素税の導入(2008年)<br>2000年に二酸化炭素削減連邦法を施行。目標が達成されない場合の二酸化炭素税導入を規定(早くて2004年)。2007年末までに目標が達成されなかったため、2008年に暖房用燃料に対し、炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。                         | ○                         |                               |                   |            |

(出典) 財務省「欧州諸国における環境関連税制の主な変遷(未定稿)」<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/kankyo/k03b.htm>> (平成 21 年 11 月 10 日最終閲覧)、「諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯」「温暖化対策に関連する税制に関する最近の国際動向」環境省『環境税等グリーン税制をめぐる最近の状況について』2009.10.5, pp.19-20.<<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y164-07/mat03-2.pdf>>、環境省「諸外国の温暖化対策税制の概要(2004年8月版・暫定版)」<<http://www.env.go.jp/policy/report/h17-03/ref07-1.pdf>>をもとに筆者が作成した。

## 2 税率

温暖化関連諸税の税率は、国によって、また課税の対象によって異なる。ガソリンを例にとると、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの税率は1リットル当たり4～30円であるのに対し、イギリス、ドイツ、イタリアの税率は76～88円と高い(表2)。前者は、既存のエネルギー諸税とは別に新税として導入されたものであり、ガソリンに対して温暖化関連諸税以外の税が別途存在する。これに対し後者は、既存のエネルギー諸税の税率を上げるなどしたものであるため、この税率には温暖化関連諸税以外の税も含まれるとみることができる。ちなみに、日本で平成20年に発表された環境税案は前者(新税)に該当するとはいえ、その税率は欧州諸国よりもかなり低いものであった。ところが、平成21年に発表された地球温暖化対策税案では、フィンランド、ノルウェー、デンマークの税率を上回っている(表2)。

表2 欧州諸国における温暖化関連諸税の税率(ガソリン)

| 国名     | 名称        | 1リットル当たりの税率                                      | 備考                     |
|--------|-----------|--|------------------------|
| フィンランド | 燃料税のうち付加税 | 0.0478 EUR (6.5円)<br>※基礎税と合わせて0.6202EUR(84円)となる。 | 2008.1.1 現在            |
| スウェーデン | 二酸化炭素税    | 2.34 SEK (30円)                                   | 2008.1.1 現在            |
| ノルウェー  | 二酸化炭素税    | 0.80 NOK (13円)                                   | 2007年                  |
| デンマーク  | 二酸化炭素税    | 0.224 DKK (4.0円)                                 | 2008年                  |
| イギリス   | 炭化水素油税    | 0.5619 GBP (84円)                                 | 無鉛ガソリン<br>2009.9.1 現在  |
| ドイツ    | エネルギー税    | 0.6545 EUR (88円)                                 | 無鉛低硫黄ガソリン<br>2009.5 現在 |
| イタリア   | 鉱油税       | 0.564 EUR (76円)                                  | 無鉛ガソリン                 |
| 日本(参考) | 環境税案      | (1.52円)  | 平成20年11月発表             |
| 日本(参考) | 地球温暖化対策税案 | (20.1円)  | 平成21年11月発表             |

(備考) フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの各税は既存のエネルギー諸税とは別に新税として導入されたものであるのに対し、イギリス、ドイツ、イタリアの各税は、既存のエネルギー諸税の税率を上げるなどしたものである。なお、円換算レートは2009年11月上旬の外国為替相場を参考にして、1EUR=135円、1SEK=13円、1NOK=16円、1DKK=18円、1GBP=150円とした(以下同様)。日本の税率は、平成20年11月と平成21年11月の各案に基づき、それぞれ炭素1トン当たり2400円、31280円として算出した。

(出典) スウェーデン：Swedish Tax Agency (Sweden), *Excise Duties*, 2008.8, p.8.<<http://www.skatteverket.se/download/18.f103d011bbc966256800010392/51012.pdf>>  
ノルウェー：Ministry of Finance (Norway), “Direct and Indirect Taxes – Main Features of the 2008 Proposal” <<http://www.regjeringen.no/en/dep/fin/Selected-topics/the-national-budget/Direct-and-Indirect-Taxes--Main-Feature.html?id=485144>>  
イギリス：HM Revenue&Customs (UK), *Hydrocarbon Oils: Duty Rates*, 2009.4.22, p.1. <<http://www.hmrc.gov.uk/budget2009/bn66.pdf>>  
ドイツ：Bundesministerium der Finanzen (Germany), *Entwicklung der Energie-(vormals Mineralöl-) und Stromsteuersätze in der Bundesrepublik Deutschland*, 2009.5, p.6.<[http://www.bundesfinanzministerium.de/nm\\_54338/DE/BMF\\_Startseite/Service/Downloads/Abt\\_IV/060,templateId=raw,property=publicationFile.pdf#search=%22energie%20besteuerung%22](http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_54338/DE/BMF_Startseite/Service/Downloads/Abt_IV/060,templateId=raw,property=publicationFile.pdf#search=%22energie%20besteuerung%22)>  
日本：環境省「税制のグリーン化について」2008.11, p.3.<<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/0811/0811a.pdf>>、環境省「平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案」2009.11, p.1.<<http://www.env.go.jp/policy/tax/plans/0911/0911a.pdf>>  
上記以外：欧州委員会データベース“Taxes in Europe”<[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/taxinv](http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxinv)>

### 3 税収

次に、温暖化関連諸税による税収について整理した（表3）。

フィンランドの燃料税は既存の基礎税と、新税として導入した付加税との合計である。また、「2 税率」で述べたように、イギリス、ドイツ、イタリアの各税は既存のエネルギー諸税の税率を上げるなどしたものであるため、この税率には温暖化関連諸税以外の税も含まれるとみることができる。これら4か国における温暖化関連諸税による税収は、GDP比で1~2%を占めている（表3）。

同じく「2 税率」で述べたように、スウェーデン、デンマークの各税は既存のエネルギー諸税とは別に新税として導入されたものであり、ガソリンに対して温暖化関連諸税以外の税が別途かかる。これら2か国における温暖化関連諸税による税収は、GDP比で1%未満となっている（表3）。

なお、温暖化以外の環境分野も含めた広義の環境税（上述したOECD等の定義によるもの）として見た場合は、概ねGDP比で2~2.5%が平均的とされる<sup>5</sup>。

表3 欧州諸国における温暖化関連諸税による税収(2007年)

| 国名     | 名称                    | 現地通貨(million) | 円換算       | GDP比  |
|--------|-----------------------|---------------|-----------|-------|
| フィンランド | 燃料税                   | 2,493 EUR     | 3366 億円   | 1.38% |
| スウェーデン | 二酸化炭素税                | 25,087 SEK    | 3261 億円   | 0.81% |
| デンマーク  | 二酸化炭素税                | 5,108 DKK     | 919 億円    | 0.30% |
| イギリス   | 炭化水素油税                | 24,512 GBP    | 3兆6768 億円 | 1.75% |
| イギリス   | 気候変動税                 | 690 GBP       | 1035 億円   | 0.04% |
| ドイツ    | エネルギー税                | 38,877 EUR    | 5兆2484 億円 | 1.60% |
| ドイツ    | 電気税                   | 6,398 EUR     | 8637 億円   | 0.26% |
| イタリア   | 鉱油税                   | 23,226 EUR    | 3兆1355 億円 | 1.50% |
| 日本(参考) | 環境税案(平成20年11月発表)      |               | 3600 億円   | 0.07% |
| 日本(参考) | 地球温暖化対策税案(平成21年11月発表) |               | 約2兆円      | 0.39% |

(備考) フィンランドの燃料税は既存の基礎税と新税として導入した付加税との合計である。また、スウェーデン、デンマークの各税は既存のエネルギー諸税とは別に新税として導入されたものであるのに対し、イギリス、ドイツ、イタリアの各税は、既存のエネルギー諸税を上げるなどしたものである。日本のGDPは515兆円(平成19暦年)を用いた。

(出典) 欧州委員会データベース"Taxation in Europe"<[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/taxinv](http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxinv)>、日本は環境省「税制のグリーン化について」2008.11, p.3.<<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/0811/0811a.pdf>>、環境省「平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案」2009.11, p.1.<<http://www.env.go.jp/policy/tax/plans/0911/0911a.pdf>>をもとに筆者が作成した。

### 4 税収の使途

欧州諸国では、温暖化関連諸税による税収は一般財源とされている。ドイツやイギリス等では税収の多くが企業の社会保険料や年金保険料の負担を軽減するための財源などとして使われている（表4）。

<sup>5</sup> OECD, *op.cit.* (3), pp.28-29.

表4 欧州諸国における温暖化関連諸税による税収の使途

| 国名                                    | 温暖化関連諸税による税収の使途                                    |
|---------------------------------------|--|
| フィンランド                                | 一般財源としている。   |
| スウェーデン                                | 一般財源としている。   |
| ノルウェー                                 | 一般財源としている。   |
| デンマーク                                 | 一般財源とし、多くは社会保険料負担軽減に充てられる。                         |
| オランダ<br>[エネルギー規制税]                    | 一般財源とし、家庭に対する所得税の減税、社会保険料負担軽減等に充てられる。              |
| イギリス<br>[気候変動税]                       | 一般財源とし、約 8 割は社会保険料負担軽減、その他はエネルギー効率対策、省エネ投資等に充てられる。 |
| ドイツ                                   | 一般財源とし、9 割弱は年金保険料負担軽減、その他は地球温暖化対策に充てられる。           |
| イタリア                                  | 一般財源とし、社会保険料負担の軽減、エネルギー効率を高めるための設備投資への補助等に充てられる。   |
| 日本(参考)<br>[環境税案(平成 20 年 11 月発表)]      | 一般財源とし、環境減税(省エネ住宅、低燃費自動車、森林吸収源対策等)に充てられる。          |
| 日本(参考)<br>[地球温暖化対策税案(平成 21 年 11 月発表)] | 一般財源とし、地球温暖化対策の歳出や減税に優先的に充てられる。                    |

(出典) 欧州諸国は、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会「環境税の経済分析等について—これまでの審議の整理—」2005.8, pp.8-10. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/a050913/01.pdf>>、環境省「諸外国の温暖化対策税制の概要(2004年8月版・暫定版)」<<http://www.env.go.jp/policy/report/h17-03/ref07-1.pdf>>、工藤拓毅「欧州の地球温暖化対策の戦略と日本へのインプリケーション」『エネルギー経済』30巻3号, 2004、日本は、環境省「税制のグリーン化について」2008.11, p.3. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/known/0811/0811a.pdf>>、環境省「平成22年度税制改正要望地球温暖化対策税の具体案」2009.11, p.1. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/plans/0911/0911a.pdf>>をもとに筆者が作成した。

### Ⅲ 我が国の動向

#### 1 これまでの検討経緯

我が国で環境税の検討が本格的に行われ始めたのは平成3年頃からで、同年11月に(財)環境調査センター(当時の環境庁所管)を事務局とした「環境税研究会」で調査研究が行われ、平成6年に中間まとめ「環境税のあり方について」が公表された<sup>6</sup>。これを踏まえ、環境庁は同年、「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」を設置し、平成9年に最終報告書「地球温暖化を念頭に置いた環境税のオプションについて」を取りまとめ、導入可能な炭素税の具体的なオプション案を提示した<sup>7</sup>。平成13年からは中央環境審議会においても環境税に関する検討が始まった。環境省はその答申等を踏まえ、平成16年に税収規模を約4900億円とする「環境税の具体案」<sup>8</sup>を初めて発表した。同省は、その後も毎年環境税案を提示し、中央環境審議会での議論も並行して続けられ、政府の「京都議定書目標達成計画」等に環境税を総合的に検討すべきことが盛り込まれたが、導入されないまま今日に至っている。

<sup>6</sup> 環境庁企画調整局企画調整課調査企画室監修『環境政策と税制—「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」第1次報告』ぎょうせい, 1997, p.145.

<sup>7</sup> 環境省報道発表資料「「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」最終報告書 地球温暖化を念頭に置いた環境税のオプションについて」1997.7.4. <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=857>>

<sup>8</sup> 環境省「環境税の具体案」2004.11.5. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/041105/all.pdf>>

## 2 環境省が示した案

### (1) 環境税案（平成 20 年 11 月発表）

環境省は平成 20 年 11 月、平成 21 年度税制改正への要望として、「国際競争力のある低炭素経済を世界に先駆けて築くため、炭素に価格を付け、CO<sub>2</sub>排出量に着目した課税とすることが、市場の力を活かし、環境投資を進める鍵として、極めて重要である」との基本的考え方を示し、環境税の創設を要望した。また、既存のエネルギー税制である道路特定財源制度の暫定税率については、「課税を通じて地球温暖化対策を推進する旨を明確にした上で、現行水準を維持すべき」<sup>9</sup>とした。

この要望に対し、当時の与党（自由民主党・公明党）は「税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」<sup>10</sup>とし、21 年度の導入を見送った。

### (2) 地球温暖化対策税案（平成 21 年 11 月発表）

民主党は政権政策（マニフェスト）で地球温暖化対策税の導入を検討することを明記しており<sup>11</sup>、同税の導入に前向きである。環境省は、新政権誕生後としては初となる平成 22 年度税制改正要望で、新税として地球温暖化対策税の導入を図るとし、「課税によるCO<sub>2</sub>削減に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub>削減への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる」、「家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野でCO<sub>2</sub>排出削減効果を期待できる」ことから、25%削減のための最重要な政策手段の一つと位置付けた<sup>12</sup>。

### (3) 環境税と地球温暖化対策税の比較

環境税案（平成 20 年 11 月発表）が既存のエネルギー税制の維持を前提とした追加的なものであったのに対し、地球温暖化対策税案（平成 21 年 11 月発表）は道路特定財源の暫定税率廃止が前提となっていることもあり、税率や税収規模は大きく異なっている（表 5）。

環境税案の税率は、炭素 1 トン当たり 2400 円で統一されているのに対し、地球温暖化対策税案では、輸入者・採取者に対して 3900 円（石炭については 4303 円）を課税することとし、6 割程度高めた。ただし、ガソリンについては、輸入者・採取者に加えガソリン製造者等にも課税する 2 段階の課税であり、合計で炭素 1 トン当たり 31280 円が課税される。これは環境税案の約 13 倍である。

税収規模は、環境税案で約 3600 億円とされたのに対し、地球温暖化対策税案では約 2 兆円と 5 倍以上となった。

世帯当たりの家計負担は、環境税案で年間約 2000 円とされたのに対し、地球温暖化対

<sup>9</sup> 環境省「税制のグリーン化について」2008.11, p.4. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/0811/0811a.pdf>>

<sup>10</sup> 自由民主党「平成 21 年度税制改正大綱」2008.12.12, p.61. <<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/pdf/seisaku-032a.pdf>>

<sup>11</sup> 民主党「民主党 政権政策 Manifesto」2009.7.27, p.21. <[http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto\\_2009.pdf](http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto_2009.pdf)>

<sup>12</sup> 環境省「平成 22 年度環境省税制改正要望の概要」2009.10.30, p.1. <[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=14471&hou\\_id=11719](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=14471&hou_id=11719)>

策税案では約半額の約 1127 円と試算されている。

税収の使途については、環境税案、地球温暖化対策税案とも一般財源としつつ、主に地球温暖化対策を目的とした歳出や減税に充てるものとされた。

表 5 環境税案と地球温暖化対策税案の比較

|        | 環境税案（平成 20 年 11 月発表）  | 地球温暖化対策税案（平成 21 年 11 月発表）<br>（道路特定財源の暫定税率廃止が前提）   |
|--------|---|---|
| 課税の仕組み | ○家庭・オフィス<br>灯油、LPG（上流で課税）<br>○工場等<br>石炭、重油、天然ガス（大口排出者による申告納税）<br>○家庭・オフィス・工場等<br>電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税                  | ①原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG 等）、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税<br>（石油石炭税の納税システムを活用）<br>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税<br>（揮発油税の納税システムを活用）      |
| 税 率    | 2400 円/炭素トン   | ①輸入者・採取者<br>・原油・石油製品・ガス状炭化水素<br>3900 円/炭素トン<br>・石炭<br>4303 円/炭素トン<br>②ガソリン製造者等<br>・ガソリン<br>27380 円/炭素トン   |
| 税 収 額  | 約 3600 億円   | 約 2 兆円  |
| 家計の負担  | 世帯当たり年間約 2000 円   | 世帯当たり年間約 1127 円*  |
| 軽減措置   | ○国際競争力の確保や排出削減努力の奨励促進等のため、<br>・大口排出事業者において、削減努力をした場合は、8 割軽減<br>・鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は免税<br>・灯油について 5 割の軽減<br>※重油は、大口排出者の申告納税であり、漁船用燃料使用は免除 | ○以下については、免税とする。<br>・製品原料としての化石燃料（ナフサ）<br>・鉄鋼製造用の石炭・コークス<br>・セメントの製造に使用する石炭<br>・農林漁業用 A 重油<br>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応 |
| 税収の使途  | ○一般財源<br>現下の厳しい経済状況を踏まえ、極力増税とならないよう措置する。具体的には、平成 21 年度においては、見合いの環境減税を進める（省エネ住宅、低燃費自動車、森林吸収源対策等）。                                      | ○「チャレンジ 25」**実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。   |
| そ の 他  | ○ガソリン、軽油については、揮発油税、軽油引取税等において環境課税することを前提に、課税対象としない。   | ○軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。  |

\* 軽油(地方税)に暫定税率と同程度の追加的な課税がなされたと仮定した場合

\*\* CO<sub>2</sub>の 25%排出削減に向けた行動。鳩山由紀夫総理大臣が平成 21 年 10 月 26 日の所信表明演説で述べた。  
(出典) 環境省「税制のグリーン化について」2008.11, p.3. <<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/0811/0811a.pdf>>、環境省「平成 22 年度税制改正要望地球温暖化対策税の具体案」2009.11, p.1.<<http://www.env.go.jp/policy/tax/plans/0911/0911a.pdf>> をもとに筆者が作成した。

### 3 地方の動向

東京都では、都の税制調査会が答申で、環境税（炭素税）の導入を積極的に検討すべきであり、既存のエネルギー関係諸税は、将来的には環境税に再構築するとの立場を表明した<sup>13</sup>。また、消費に近いポイントでの課税が効果的、自治体が環境施策に果たす役割が大きい等の理由から地方税を主体とすべきであるとした<sup>14</sup>。

神奈川県でも、独自の炭素税として、税率を炭素 1 トン当たり 1600～2400 円（ガソリンの場合 1 リットル当たり 1.01～1.52 円）とする「かながわ地球環境税（仮称）」の導入が検討されている<sup>15</sup>。

### 4 各界の意見等

（社）日本経済団体連合会（経団連）は、環境税の導入について、「環境目的に新たな負担を伴う新税を導入すること等については、エネルギー効率が相対的に低い他国への生産移転を助長し、地球全体では却って温暖化が促進され、また国内産業の空洞化につながる懸念があることなどから反対する。」<sup>16</sup>とし、新税としての環境税導入に反対する見解を示している。

他方、環境省が大企業を対象に平成 20 年 7 月に実施した「環境にやさしい企業行動調査」では、環境税の導入について「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した企業の割合（40.6%）が、「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した企業の割合（36.9%）を調査開始以来、初めて上回った<sup>17</sup>。

環境NGO「炭素税研究会」<sup>18</sup>は、環境省が平成 21 年度税制改正要望までに提案してきた低税率（炭素 1 トン当たり 2400 円、税収 3600 億円）かつ主な用途を温暖化財源とするタイプだけでなく、中税率（炭素 1 トン当たり 6000～15000 円）かつ税収（2～5 兆円）の多くを減税や社会保険料軽減に充てる税収中立型のタイプについても検討するよう求めている<sup>19</sup>。

また、内閣府が平成 19 年 8 月に実施した世論調査では、環境税について「賛成」、「どちらかという賛成」とした割合が 40.1%で、「反対」、「どちらかという反対」とした 32.0%を上回った<sup>20</sup>。他の調査でも「賛成」が「反対」をやや上回る結果となっている<sup>21</sup>。

<sup>13</sup> 東京都税制調査会「平成 20 年度東京都税制調査会答申—分権と環境を基軸とする税制の構築を—」2008.11.19, pp.40-43.<[http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc20\\_tsh.pdf](http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc20_tsh.pdf)>

<sup>14</sup> 同上

<sup>15</sup> 神奈川県地方税制等研究会「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書」2009.3, p.18.<<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/houkoku0903/houkokusyo0903.pdf>>

<sup>16</sup> （社）日本経済団体連合会「平成 22 年度税制改正に関する提言」2009.10.2, p.5.<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/079/honbun.pdf>>

<sup>17</sup> 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果(平成 19 年度における取組に関する調査結果)[詳細版]」2008.12, p.118.<<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h19/full.pdf>>

<sup>18</sup> 「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、気候ネットワーク、グリーンフォワード、WWF ジャパンなどの NGO メンバー、研究者、税理士、企業人などで構成され、地球温暖化に対処する炭素税の早期導入に向けて、研究・提言活動を行っている。

<sup>19</sup> 炭素税研究会『地球温暖化対策推進のための「炭素税」の早期導入に向けた制度設計提案』2009.4.<[http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax\\_09.pdf](http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax_09.pdf)>、炭素税研究会「平成 22 年度税制改正に関する要望」2009.10.8.<[http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax\\_opinion\\_091008.pdf](http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax_opinion_091008.pdf)>など。

<sup>20</sup> 内閣府大臣官房政府広報室「地球温暖化対策に関する世論調査(平成 19 年 8 月調査)」2007.10.8.<<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-globalwarming/2-3.html>>

<sup>21</sup> 例えば、朝日新聞の調査では賛成が 48%、反対が 41%（「地球環境「病む」76% 本社世論調査」『朝日新聞』2008.1.7）、日本経済新聞の調査では賛成が 53%、反対が 47%（「環境税の導入「必要」53%」『日本経済新聞』

## 5 暫定税率廃止との関係

新政権は、道路特定財源の暫定税率を廃止する意向を示している。地球温暖化対策税の導入を暫定税率廃止と同時に行い、同税を暫定税率分の衣替えと考えれば、暫定税率廃止による燃料価格の大幅な低下を防ぐことができるので地球温暖化対策に逆行せず、暫定税率廃止による大幅な税収減を補うこともできることから、地球温暖化対策税と暫定税率廃止は同時に実施すべきであるといった論調<sup>22</sup>が少なくない。

逆に、地球温暖化対策税と暫定税率廃止とが別個に実施されるのであれば、家計負担の増加額が議論となる可能性がある。年間約 1127 円とされた家計負担の増加額は、暫定税率廃止による家計負担減少分（約 16000 円）を考慮に入れたものであるから、これらを切り離して、地球温暖化対策税による家計負担の増加額を約 17000 円と示すべきであるとの指摘がみられる<sup>23</sup>。

## おわりに

地球温暖化対策税の導入をめぐるのは、現段階では同税と並び主要な政策に位置づけられる国内排出量取引制度との関係が必ずしも明確でないなど 25%削減目標への具体的な道筋について今後議論になるものと思われる。また、国内産業や家計負担への影響、税収の使途、暫定税率廃止との関係など同税の具体的内容が議論となる可能性もある。

いずれにせよ、これまで結論が先送りされてきた環境税の議論が新政権の誕生により活発化することは間違いなく、今後の議論の行方が注目されるところである。

---

2008.1.7) など。

<sup>22</sup> 例えば、「社説 環境税の導入は暫定税率廃止と同時に」『日本経済新聞』2009.11.8.など。

<sup>23</sup> 「環境省の試算 前提に疑問も 環境税に異論続出」『日本経済新聞』2009.11.13.